

神戸市告示第 51 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時
要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

平成 28 年 4 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
長田区南駒栄町 1 番 8 の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図

